

生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「公開条例」という。）第36条第2項第4号及び第38条並びに福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成13年3月30日市長決裁。）第6条の規定に基づき、生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会の会議の公開及び傍聴の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開）

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、会議が公開条例第38条ただし書の規定に該当する場合には、委員長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議開催の周知）

第3条 委員長は、会議の開催予定について周知を図らなければならない。
2 前項の周知の方法は、福岡市附属機関等の会議の開催の公表に関する要領（平成14年6月20日制定。以下「要領」という。）第2条第1項から第3項及び要領第3条の規定によるものとする。

（会議資料の配付）

第4条 会議の資料は、原則として会議開催日前に配布する。ただし、緊急に会議が開催される時、又は特別の事情により委員長が特に認めた場合は、この限りではない。

（傍聴の手続）

第5条 会議の傍聴に係る手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録の作成）

第6条 委員長は、会議終了後、議事の要旨を記した議事録を作成する。
2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

（議事録等の公表）

第7条 作成した議事録及び会議の資料（公開条例第7条各号に掲げる情報を除く。）は、情報公開室において閲覧に供する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。